



株式会社 **中山製鋼所**

第 **128** 回

# 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2022年6月28日(火曜日)午前10時  
(受付開始:午前9時)

開催  
場所

大阪市大正区船町一丁目1番66号  
**当社本社**

目次

第128回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件	
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	

〈添付書類〉

事業報告	28
連結計算書類	52
計算書類	54
監査報告書	56

書面またはインターネット等による議決権行使期限  
**2022年6月27日(月曜日)午後5時まで**

## 新型コロナウイルスによる 感染症への対応につきまして

本定時株主総会につきましては、議決権行使書のご返送やインターネット等により議決権を事前に行使いただき、当日のご来場見合わせを含め、ご検討、ご判断くださいますようお願い申し上げます。

なお、本定時株主総会会場において、当社役員および運営スタッフのマスク着用、アルコール消毒液の設置、ご来場の株主の皆様への検温等、感染防止策を講じさせていただきます。

ご理解とご協力のほど、宜しく申し上げます。

株式会社 **中山製鋼所** 証券コード **5408**



# 中山製鋼所グループ 企業理念

## 経営理念

中山製鋼所グループは、公正な競争を通じて付加価値を創出し経済社会の発展を担うとともに、社会にとって有用な存在であり続けます。

## 行動指針

1. 法令や社会的規範を守り、高い倫理観を持って行動します。
2. 安全・防災・環境問題は企業の存在の基本条件と位置づけ、生産活動に優先して取り組みます。
3. 社会的に有用な商品・サービスを開発、提供し、顧客の満足度と豊かさを実現します。
4. 従業員の人格・個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。
5. 社会および株主とのコミュニケーションを大切にし、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
6. 良き企業市民として積極的に社会貢献活動に取り組みます。

## グループビジョン

中山製鋼所グループは、鉄鋼事業を中核に発展してきた企業集団であり、今後ともお客様と将来の夢を共有し、社会にとって有用な付加価値の高い製品を開発、商品化し、お客様に安定的に提供していく努力を継続してまいります。

2022年6月8日

株 主 各 位

大阪市大正区船町一丁目1番66号  
**株式会社 中山製鋼所**  
 代表取締役社長 箱守一昭

## 第128回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第128回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使方法のご案内」（2～3頁）をご参照のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

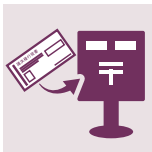
1. 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所	大阪市大正区船町一丁目1番66号 当社本社 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項 報告事項	(1) 第128期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第128期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	補欠監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

## お知らせ

- ◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nakayama-steel.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査役会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nakayama-steel.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使方法のご案内



## 書面により議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ポストへ投函をお願い申し上げます。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時到着分まで



## 電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される方

当社指定の、議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスいただき、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時まで

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主様のご負担とさせていただきます。
- インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



## 当日ご出席される方

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。  
また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時

本定時株主総会は感染防止のため、例年より会場の収容人数を減らし、時間を短縮して行う予定です。株主の皆様におかれましては、可能な限り、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。

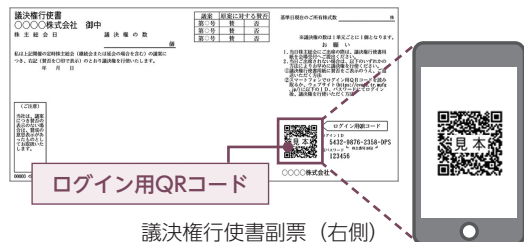
## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限 **2022年6月27日(月曜日) 午後5時まで**

### QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで  
「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に



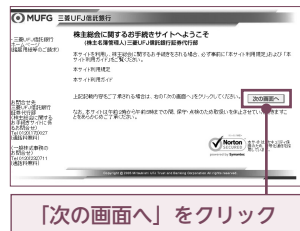
#### アクセス手順

- ① お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
  - ② ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ⚠️ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。  
2回目以降のログインの際は…  
下記に記載の案内に従ってログインしてください。

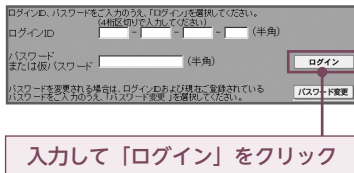
### ログインID・仮パスワードを入力する方法：パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

#### アクセス手順

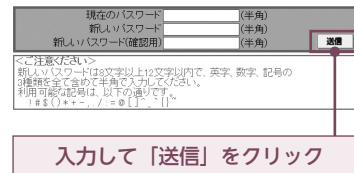
#### ① WEBサイトへアクセス



#### ② 「ログインID」と「仮パスワード」を入力



#### ③ 新しいパスワードの入力



- ▶ ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027

受付時間 9:00~21:00、通話料無料

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、経営基盤・財務体質の強化ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実現していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金 12円  
総額 723,407,736円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等による取締役会の監督機能の一層の強化と、迅速な意思決定の実現により、さらなるコーポレートガバナンスの強化および持続的な企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員および監査等委員会に関する定款の条文の新設ならびに監査役および監査役会に関する定款の条文の削除等を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります
  - ③ 施行日から6か月以内に開催される上場会社の株主総会は、電子提供措置をとることができず、従前の株主総会と同様の対応が必要となることから、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)のその2を設けて、そこに移動して規定を残し、当該規定を削除する時期について附則を設けるものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 当社では、本株主総会にて定款変更議案の承認をいただくことを前提に2022年2月28日開催の取締役会において監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役の定員をそれぞれ10名と5名に定めるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13～14条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>[削除]</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13～14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社に取締役<u>20名以内</u>を置く。 (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社に取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>10名以内を置く。 ② 当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会で選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役の選定)            第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。            取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。ただし、取締役社長は、代表取締役の中からこれを選定する。</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等)            第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会招集の通知)            第27条 取締役会の招集の通知は、会日より3日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第28条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(代表取締役および役付取締役の選定)            第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。            取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。ただし、取締役社長は、代表取締役の中からこれを選定する。</p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)            第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)            第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会招集の通知)            第28条 取締役会の招集の通知は、会日より3日前に各取締役に対し発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の権限)</u> 第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前に各監査等委員に対し発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
<u>(監査役の員数)</u> 第31条 当会社に監査役5名以内を置く。	(削除)
<u>(監査役の選任)</u> 第32条 監査役は、株主総会で選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤監査役の選定)</u> 第34条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等)  <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会招集の通知)  <u>第36条 監査役会の招集の通知は、会日より3日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則)  <u>第37条 監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任限定契約)  <u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)  <u>第39条～第42条 (条文省略)</u></p>	<p>第6章 計算</p> <p>(事業年度)  <u>第35条～第38条 (現行どおり)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)  <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u>  第1条  1. 定款第15条(株主総会資料の電子提供)の新設および定款第15条の2(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の条数の変更は、2022年9月1日から効力を生ずる。  2. 定款第15条の2(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)および本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または2022年9月1日から6か月以内に開催する株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u>  第2条 第128回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</p>

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、社外取締役2名を含む、取締役7名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経て、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者を決定しております。

本議案は、本総会において、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (年齢/性別)	現在の当社における 地位および担当	取締役会 出席状況
1	はこもり かず あき 箱 守 一 昭 <b>再任</b> (満69歳/男)	代表取締役社長 取締役会議長 報酬・指名諮問委員会委員長	19回/19回 (100%)
2	なかむら さち お 中 村 佐知大 <b>再任</b> (満65歳/男)	専務取締役総務人事部、 システム部、経営本部統括	19回/19回 (100%)
3	ないとう のぶ ひこ 内 藤 伸 彦 <b>再任</b> (満63歳/男)	常務取締役 営業、製品開発本部、 購買部、東京支店統括	19回/19回 (100%)
4	もりかわ まさ ひろ 森 川 昌 浩 <b>再任</b> (満62歳/男)	常務取締役総合管理、製造、 エンジニアリング本部、製鋼 プロセス改革検討グループ統括	19回/19回 (100%)
5	かどの やす はる 角 野 康 治 <b>新任</b> (満62歳/男)	常務執行役員 建材事業本部長	一回/一回
6	なかつかさ まさ ひろ 中 務 正 裕 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> (満57歳/男)	社外取締役 報酬・指名諮問委員会委員	19回/19回 (100%)
7	きただ らわ のぼる 喜 多 澤 昇 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> (満68歳/男)	社外取締役 報酬・指名諮問委員会委員	18回/19回 (93%)

(注) 各候補者の年齢は、本定時株主総会時点のものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>はこ もり かず あき <b>箱守 一 昭</b></p> <p>1953年2月8日生 (満69歳)</p> <p><b>再任</b></p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (100%)</p>	<p>1980年 4月 当社入社</p> <p>1999年 9月 当社第二任部長</p> <p>2005年 6月 当社取締役生産技術部長兼事業戦略担当</p> <p>2009年 4月 当社取締役事業戦略、品質管理、商品開発、棒線担当</p> <p>2011年 2月 当社取締役営業本部長兼商品開発担当</p> <p>2012年 11月 当社取締役営業、アモルファス担当</p> <p>2013年 6月 当社専務取締役営業、購買、製造、安全防災環境部門、エンジニアリング事業統括兼経営支援室長</p> <p>2016年 6月 当社専務取締役営業、購買、製造、エンジニアリング本部統括</p> <p>2017年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>	7,400株

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由**

箱守一昭氏は、入社以来、主に圧延部門に従事し、同分野に精通しているだけでなく、当社取締役就任以降、製造、営業、購買等の主要部門を管掌し、当社の事業全般に関する豊富な知識・経験と会社経営に関する見識を有しており、今後も当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>なか むら さち お <b>中村 佐知大</b></p> <p>1957年2月22日生 (満65歳)</p> <p><b>再任</b></p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (100%)</p>	<p>1979年 4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>2001年 4月 同行谷町支店長</p> <p>2003年 3月 株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）広報部長兼株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）広報部長</p> <p>2004年10月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）東京法人営業第2部長</p> <p>2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）営業第一本部営業第四部長</p> <p>2007年 2月 同行公共法人部長</p> <p>2009年 6月 三菱UFJスタッフサービス株式会社（現三菱UFJ人事サービス株式会社）代表取締役副社長</p> <p>2011年 7月 エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社代表取締役社長</p> <p>2013年 6月 当社常務取締役管理部門統括</p> <p>2016年 6月 当社専務取締役総務、企画、経理本部統括</p> <p>2020年 4月 当社専務取締役安全防災環境部、総務人事部、システム部、経営本部統括</p> <p>2021年 4月 当社専務取締役総務人事部、システム部、経営本部統括 現在に至る</p>	3,100株

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由**

中村佐知大氏は、主に金融機関において長年培われた幅広い経験および高い見識を有しており、また、当社取締役就任以降、総務、企画、経理等の管理部門を管掌し、これまでの豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	ないとうのびこ <b>内藤伸彦</b> 1958年7月7日生 (満63歳) <b>再任</b> 取締役会出席状況 19回/19回 (100%)	1982年 4月 当社入社 2007年 12月 当社営業本部棒線営業部長 2013年 6月 当社執行役員購買本部長兼鉄源調達部長 2014年 6月 当社執行役員購買本部長 2015年 5月 当社執行役員営業本部長 2017年 6月 当社取締役営業、購買本部、東京支店統括兼営業本部長 2018年 5月 当社取締役営業、購買本部、東京支店統括 2020年 4月 当社取締役営業本部、購買部、東京支店統括 2020年 6月 当社常務取締役営業本部、購買部、東京支店統括 2022年 4月 当社常務取締役営業、製品開発本部、購買部、東京支店統括 現在に至る	2,100株

#### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

内藤伸彦氏は、入社以来、主に営業（東京支店を含む）、購買部門に従事し、同分野に精通しており、当社取締役就任以降も、営業、購買部門を管掌するだけでなく、中山三星建材株式会社との合併により新設した製品開発本部も管掌することにより、その豊富な経験を今後も当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	もりかわまさひろ <b>森川昌浩</b> 1960年6月17日生 (満62歳) <b>再任</b> 取締役会出席状況 19回/19回 (100%)	1983年 4月 当社入社 2007年 4月 当社製鋼工場長 2013年 6月 当社総合管理本部生産技術部長 2015年 5月 当社総合管理本部長兼生産技術部長 2016年 6月 当社執行役員総合管理本部長 2018年 5月 当社執行役員総合管理、製造、エンジニアリング本部統括 2018年 6月 当社取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部統括 2021年 6月 当社常務取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部統括 2022年 2月 当社常務取締役総合管理、製造、エンジニアリング本部、製鋼プロセス改革検討グループ統括 現在に至る	4,000株

#### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

森川昌浩氏は、入社以来、主に製鋼、生産技術部門に従事し、同分野に精通しており、当社取締役就任以降も、生産技術、製造、エネルギー、エンジニアリング部門を管掌し、その豊富な経験を今後も当社の経営に反映していただけると判断いたしました。



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	かど の やす はる <b>角野 康 治</b> 1960年2月9日生 (満62歳) <b>新任</b>	1982年 4月 当社入社 2002年10月 当社熱延工場長 2005年 6月 当社メッキ・厚板工場長 2006年12月 当社熱延工場長 2013年 6月 当社執行役員 製造本部長 2017年 6月 当社取締役製造、エンジニアリング本部統括兼製造本部長 2018年 6月 中山三星建材株式会社（現株式会社中山製鋼所） 取締役製造本部長 2020年 6月 同社常務取締役製造本部長 2022年 4月 株式会社中山製鋼所 常務執行役員 建材事業本部長 現在に至る	2,200株

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由**

角野康治氏は、入社以来、主に圧延部門に従事し、同分野に精通しており、当社執行役員就任以降、製造部門の業務執行責任者として当社の事業の進展に貢献しただけでなく、その後、中山三星建材株式会社の取締役就任後、2次加工分野においても製造部門の業務執行責任者を歴任し、同分野にも精通し、その豊富な経験を今後も当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	<p>なか つかさ まさ ひろ <b>中 務 正 裕</b></p> <p>1965年1月19日生 (満57歳)</p> <p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>取締役会出席状況 19回/19回 (100%)</p>	<p>1994年 4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 中央総合法律事務所（現弁護士法人中央総合法律事務所）入所 現在に至る</p> <p>2005年 8月 米国Kirkland &amp; Ellis LLP勤務（～2006年7月）</p> <p>2006年 4月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2006年 6月 浅香工業株式会社社外監査役</p> <p>2012年 7月 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 現在に至る</p> <p>2015年 4月 大阪弁護士会副会長（～2016年3月）</p> <p>2015年 6月 荒川化学工業株式会社社外監査役</p> <p>2015年 6月 日本電通株式会社社外監査役</p> <p>2016年 6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>2018年 6月 株式会社J S H社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 日本電通株式会社社外監査役 株式会社J S H社外監査役</p>	0株

#### 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由および期待される役割の概要

中務正裕氏は、企業法務等を専門とした弁護士としての幅広い経験と見識を有しております。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これまで当社社外取締役として6年間の職務経験をもとに、全社的なリスクマネジメントの在り方について発言いただきました。また、当社の任意の報酬・指名諮問委員会の一員として、積極的に意見を述べられるなど、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただいております。取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。これらの実績を踏まえて、社外取締役として職務を遂行できるだけでなく、社会規範、法令などを遵守した公正な経営、および当社のガバナンスの一層の強化につなげていただけると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	き た ざわ のぼる <b>喜多澤 昇</b> 1954年1月19日生 (満68歳) <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 取締役会出席状況 18回/19回 (93%)	1976年 4月 大阪商船三井船舶株式会社 (現株式会社商船三井) 入社 2003年 6月 同社定航部長兼定航部戦略企画グループリーダー 2005年 6月 同社執行役員 2008年 6月 同社常務執行役員 2010年 6月 商船三井興産株式会社代表取締役社長執行役員 2014年 6月 株式会社宇徳代表取締役社長 2018年 6月 同社相談役 2019年 6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) なし	0株

#### 社外取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由および期待される役割の概要

喜多澤 昇氏は、株式会社商船三井および株式会社宇徳等で培われた経営全般に関する豊富な経験と見識を有しております。これまで社外取締役として3年間、その経験と見識を活かして当社経営における重要事項の決定等について発言をしていただきました。また、当社の任意の報酬・指名諮問委員会の一員として、積極的に意見を述べられるなど、独立した立場から当社経営に対する助言・提言をいただいております。取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。これらの実績を踏まえて、社外取締役として当社の経営およびガバナンスに対し適切な助言・提言をいただけると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 箱守一昭、中村佐知大、内藤伸彦、森川昌浩、角野康治の5氏は、当社が制定している取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の選定基準 (後記25頁) の条件を満たしております。
3. 中務正裕、喜多澤 昇の両氏は、当社が制定している社外取締役 (監査等委員を除く。) 選定基準 (後記26頁) ならびに社外役員の独立性基準 (後記26頁) の条件を満たしております。
4. 中務正裕、喜多澤 昇の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、中務正裕、喜多澤 昇の両氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 中務正裕氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。喜多澤 昇氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
6. 当社は、中務正裕、喜多澤 昇の両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、本総会において第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	きし だ りょう へい <b>岸田良平</b> 1960年2月3日生 (満62歳) <b>新任</b> 取締役会出席状況 19回/19回 (100%) 監査役会出席状況 20回/20回 (100%)	1983年 4月 当社入社 2003年 3月 当社コークス工場長 2007年 7月 当社棒線工場担当部長 2008年 4月 当社棒線工場長 2016年 6月 当社総務本部長 2019年 6月 当社執行役員総務本部長 2020年 6月 当社常勤監査役 現在に至る	1,400株

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

岸田良平氏は、入社以来、主に製銃、圧延部門に従事し、当社執行役員就任以降、総務人事部門を管掌してきた実績と幅広い経験に基づく高度な知見を有しており、また、当社監査役就任以降その豊富な経験を活かし監査役の立場から経営全般に対して適宜積極的な発言をいただくなど、監査役としての職務を適切に遂行していただいており、監査等委員である取締役として、当社の業務執行を監査する適切な人材と判断いたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p>か く だ ま さ や <b>角 田 昌 也</b> 1957年12月2日生 (満64歳)</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>取締役会出席状況 14回/14回 (100%) 監査会出席状況 14回/14回 (100%)</p>	<p>1980年 4月 株式会社三和銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1998年 4月 同行東神戸支店長 2002年 10月 株式会社UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 審査 第3部主任審査役 2006年 1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現株式会社三菱UFJ銀 行) 姫路支社長 2009年 6月 株式会社大正銀行 (現株式会社徳島大正銀行) 入行 本店営業部長 2009年 6月 同行執行役員本店営業部長 2010年 6月 同行取締役本店営業部長 2014年 6月 同行常務取締役 2016年 4月 トモニホールディングス株式会社リスク・コンプライア ンス部長 2016年 6月 同社常務取締役リスク・コンプライアンス部長 2020年 6月 同社取締役兼トモニシステムサービス株式会社監査役 2021年 6月 当社社外監査役 現在に至る 2021年 7月 日本リゾート株式会社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本リゾート株式会社取締役</p>	0株

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

角田昌也氏は、金融機関において長年培われた幅広い経験および高い見識と、企業経営者として培われた経営全般に関する豊富な経験を併せ持たれております。これらに基づき、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である社外取締役として、持続的な企業価値向上を目指す当社の業務執行を監査する適切な人材と判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>つ だ かず よし <b>津田和義</b></p> <p>1966年1月13日生 (満56歳)</p> <p><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>取締役会出席状況 14回/14回 (100%) 監査役会出席状況 14回/14回 (100%)</p>	<p>1995年 8月 公認会計士登録 2008年 8月 税理士登録</p> <p>1990年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 1998年10月 株式会社稲田商会取締役 2000年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社 2003年 8月 株式会社エム・エム・ティー取締役 2008年 3月 株式会社プレイントラスト代表取締役 現在に至る 2008年 3月 津田和義公認会計士・税理士事務所代表 現在に至る 2008年 8月 ヒロセ通商株式会社社外監査役 2015年 3月 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外監査役 現在に至る 2016年 4月 株式会社J S H社外取締役 現在に至る 2021年 6月 当社社外監査役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 津田和義公認会計士・税理士事務所代表 株式会社プレイントラスト代表取締役 ヒロセ通商株式会社社外取締役監査等委員 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外監査役 株式会社J S H社外取締役</p>	0株

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

津田和義氏は、長年にわたり多くの企業経営に携わるだけでなく、経営コンサルタント等を専門とした公認会計士・税理士として活躍され豊富な経験と見識を有しております。これらに基づき、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である社外取締役として、持続的な企業価値向上を目指す当社の業務執行を監査する適切な人材と判断いたしました。

- (注)
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 角田昌也、津田和義の両氏は、当社が制定している社外監査等委員選定基準(後記26頁)ならびに社外役員の独立性基準(後記26頁)の条件を満たしております。
  - 角田昌也、津田和義の両氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。角田昌也、津田和義の両氏の選任が承認された場合には、両氏を独立役員とする予定であります。
  - 角田昌也、津田和義の両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定であります。
  - 各候補者の選任が承認された場合、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役候補者の専門性と経験

氏名	社外	報酬・指名 諮問委員会	サステナ ビリテイ 委員会	専門性と経験								
				企業 経営	ESG サステナビリティ	製造 技術	人事 労務	法務 リスク管理	財務 会計	営業 マーケティング	購買	
はこもりかずあき 箱守一昭		●	●	●	●	●					●	
なかむらさちお 中村佐知大			●	●	●		●	●	●			
ないとうのぶひこ 内藤伸彦			●	●							●	●
もりかわまさひろ 森川昌浩			●	●	●	●						
かどのやすはる 角野康治			●	●	●	●						
なかつかさまさひろ 中務正裕	●	●		●	●			●				
きただざわのぼる 喜多澤昇	●	●		●	●							
きしだりょうへい 岸田良平			●	●	●	●	●					
かくだまさや 角田昌也	●			●				●	●			
つだかずよし 津田和義	●			●	●				●			

## 第5号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ当社取締役会の諮問機関である報酬・指名諮問委員会での審議を経たうえで、監査役会の同意も得ております。

本議案は、本総会において第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

補欠監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
たか はし かず と <b>高橋 和人</b> 1963年10月8日生 (満58歳) 社外 独立	1997年 4月 公認会計士登録 2016年 8月 税理士登録 1987年 4月 株式会社八王子そごう入社 1988年 7月 八王子市役所入所 1993年10月 中央監査法人入社 2007年 8月 有限責任あずさ監査法人入社 2016年 7月 高橋和人公認会計士事務所開設 現在に至る 2017年 6月 株式会社住友倉庫社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 高橋和人公認会計士事務所代表 株式会社住友倉庫社外監査役	0株

### 補欠監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋和人氏は、公認会計士・税理士として長年にわたり企業の監査業務に従事し、監査法人および企業の社外監査役としての豊富な経験と見識を有しております。これらに基づき、当社の経営に対して客観的・専門的な視点から有益なご意見やご指導をいただけると期待しており、監査等委員である社外取締役として、持続的な企業価値向上を目指す当社の業務執行を監査する適切な人材と判断いたしました。

- (注)
- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 高橋和人氏は、当社が制定している社外監査等委員選定基準（後記26頁）ならびに社外役員の独立性基準（後記26頁）の条件を満たしております。
  - 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
  - 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額とする予定であります。
  - 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、1989年6月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額から年額に変更するとともに、その報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）とすること、および各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするににつきご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告41頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであります。

また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、この報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案のとおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、1993年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額6,000万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬額を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

現在の監査役は3名であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上

## 【ご参考】

### I. 取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）の資格および選任手続きならびに取締役会の構成

#### （選定基準）

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
4. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しないこと
5. 他の上場会社の役員の兼任は、自社を除いて3社までであること

#### （選任手続き）

1. 取締役（監査等委員を除く。）の選任は、当社定款第21条の定めにより株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役（監査等委員を除く。）候補者は、社長が上記の基準に基づき候補者を選考のうえ、報酬・指名諮問委員会へ諮問する。
2. 取締役会は、報酬・指名諮問委員会の答申を踏まえ審議し、取締役（監査等委員を除く。）候補者として決定する。

#### （取締役会の構成に関する考え方）

1. 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役（監査等委員を除く。）と監査等委員で構成する。
2. 取締役会の効能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数として、当社定款第20条の定めにより取締役（監査等委員を除く。）10名以内と監査等委員5名以内を置く。
3. 取締役会は、各取締役（監査等委員を除く。）と各監査等委員の有する多様な経験や見識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任が果たせるよう構成する。

### II. 監査等委員の資格および選任手続き

#### （選定基準）

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
4. 会社法第331条第1項各号および第3項に定める監査等委員の欠格事由に該当しないこと

### (選任手続き)

1. 監査等委員の選任は、当社定款第21条に定めるとおり株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する監査等委員選任議案は、社長が上記の基準に基づき候補者を選考のうえ、報酬・指名諮問委員会での審議の後、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会に提案する。
2. 監査等委員が上記基準に基づき選考した候補者の選任議案を株主総会に提出することを請求した場合は、取締役会にて審議のうえ、監査等委員候補者として決定される。

### (構成に関する考え方)

1. 監査等委員会は、過半数の社外監査等委員で構成する。監査等委員の員数は、当社定款第20条の定めにより5名以内を置く。
2. 常勤監査等委員を置く場合は、当社において豊富な知識と経験を有する者から選任する。
3. 監査等委員のうち最低1名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。

## Ⅲ. 社外役員の資格および選任手続き

### (社外取締役(監査等委員を除く。)選定基準)

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験および出身分野における実績を有する者
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 他の上場会社の役員の兼任について、独立性、中立性が確保され、職務に支障がないと判断されること
4. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

### (社外監査等委員選定基準)

以下の各号に定める条件をすべて満たす者

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
2. 会社法第331条第1項各号及び第3項に定める監査等委員の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

### (社外役員の独立性基準)

- ①当社における社外取締役(監査等委員を除く。)または社外監査等委員(以下、併せて「社外役員」と総称する。)のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、当社からの独立性を有するものと判断されるものとする。

1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者である者
  2. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
  3. 当社の主要な取引先またはその業務執行者である者
  4. 当社または連結子会社の会計監査人またはその社員等として当社または連結子会社の監査業務を担当している者
  5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
  6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先）またはその業務執行者である者
  7. 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
  8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
  9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
  10. 当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の配偶者または二親等以内の親族
  11. 過去3年間において、当社または子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の配偶者または二親等以内の親族
  12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ②本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員のうち、少なくとも1名以上を証券取引所が定める独立役員に指定する。また、指定の有無にかかわらず独立性を有しないこととなった社外役員は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③本条において「主要な取引先」とは、当社の直近3事業年度において、年間取引総額がその連結売上高の2%を超える場合をいう。

#### IV. その他

##### (解任)

取締役（監査等委員を除く。）、監査等委員（いずれも社外役員を含む。）がその任期中、各選定基準の条件のうちいずれかを満たさなくなったときは、法令にもとづき所定の手続きをとる。

(添付書類)

# 第128期事業報告

2021年4月1日から2022年3月31日まで

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、ワクチン接種の進展や各種政策の効果などもあり、経済活動が段階的に再開されたことから徐々に持ち直しの動きがみられましたが、ロシアのウクライナ侵攻を受けた資源価格の上昇やマーケットの混乱がみられるなど、先行き予断を許さない状況が続いております。

当社グループの主力事業である鉄鋼業界におきましては、産業機械向けや建築向けの需要の回復により鉄鋼需要は増加しました。また、原料価格の高騰を背景に鋼材販売価格も大幅に上昇し、高水準で推移しました。

このような経営環境のもとで、当社グループは中期経営計画（2019年度～2021年度）の方針に沿って、電気炉合理化投資効果の発揮やグループ協働施策の実行など重点施策を推進するとともに、需要家のご理解をいただきながら販売価格の改善に取り組み、鋼材スプレッドの確保に努めてまいりました。

### 【鉄鋼事業】

鉄鋼事業につきましては、鋼材販売数量の増加や原料などの高騰に伴う販売価格の上昇により増収となりました。利益面では、スクラップ、鋼片や合金鉄などの主副原料価格の上昇やエネルギーコストの増加などがありましたが、販売数量の増加、販売価格の上昇、鉄源調達が多様化などによる収益効果がそれらを上回り、前連結会計年度に比べて増益となりました。これらの結果、前連結会計年度に比べ売上高は、555億97百万円増収の1,641億46百万円、経常利益は、46億25百万円増益の68億49百万円となりました。

## 【エンジニアリング事業・不動産事業】

エンジニアリング事業につきましては、海洋部門および建設部門の受注が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ売上高は、2億9百万円増収の17億78百万円、経常利益は88百万円増益の58百万円となりました。

不動産事業につきましては、賃貸収入を中心に安定した収益を確保したものの、減収減益となり、売上高は前連結会計年度に比べ、60百万円減収の7億76百万円、経常利益は59百万円減益の5億円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は、557億47百万円増収の1,667億1百万円、営業利益は48億98百万円増益の72億50百万円、経常利益は39億92百万円増益の66億54百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は24億59百万円増益の48億15百万円となりました。

当事業年度の単独決算につきましては、売上高は、前事業年度に比べ498億26百万円増収の1,250億98百万円となり、営業利益は34億7百万円増益の22億33百万円、経常利益は28億82百万円増益の26億46百万円、当期純利益は17億36百万円増益の23億29百万円となりました。

当社は、利益配分につきましては、経営基盤・財務体質の強化、ならびに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実現していくことを基本方針としております。

以上の状況から、当期の期末配当につきましては、1株につき12円とさせていただく予定であります。これにより、すでに実施している中間配当金1株につき4円を合わせた1株当たり年間配当金は16円となる予定であります。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、まん延防止等重点措置の解除など活動制約の緩和を受け、鉄鋼業界においては工場や物流施設などの建築需要の回復や社会インフラの老朽更新などの国内需要が期待されますが、感染症の再拡大、中国経済の減速やウクライナ情勢に伴う世界経済への影響など、依然として先行き不透明な状況が続くと想定されます。

このような環境のもと、当社グループは、「中山製鋼所グループ長期ビジョンと中期経営計画(2022年度～2024年度)」を新たに策定し、長期ビジョンのもとで新たに策定いたしました2022年度からの3カ年の中期経営計画に取り組んでまいります。また、2022年4月1日に完全子会社の中山三星建材株式会社を合併するなど、加工ビジネスの強化によりグループ一体での付加価値向上による連結収益最大化を図ります。電気炉メーカーである強み・優位性を活かした成長戦略を推進するとともに、新たに設置いたしましたサステナビリティ委員会の推進体制のもとでサステナビリティへの取り組みを一層強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、以上の諸事象をご賢察のうえ、今後ともなにとぞご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## ◇前中期経営計画の概要と成果

## &lt;中期経営計画の基本方針&gt;

- (1) “中山らしさ”を活かした事業展開・営業推進による収益力強化
- (2) グループ一体経営の推進による連結収益最大化
- (3) 圧延受委託をはじめとする双方のメリットを追求した日本製鉄グループとのパートナー関係の維持・深化

## &lt;中期経営計画の重点施策&gt;

- (1) 自家電気炉鉄源の比率アップと購入鉄源の更なる安定調達を目指します
- (2) グループの販売品種構成の最適化と高付加価値商品の拡販を目指します
- (3) 圧延受委託をはじめとする双方のメリットを追求した日本製鉄グループとのパートナー関係の維持・深化を目指します
- (4) 加工ビジネス（C形鋼・パイプ製品、縞板製品）をグループ一体となってさらに推進します
- (5) 当社およびグループ会社の製造・加工拠点を活かした地場密着営業をさらに推進します

## &lt;中期経営計画の成果（2019～2021年度）&gt;

	前中期経営計画期間			
	2019年度	2020年度	2021年度	目標値 (最終年度)
経常利益額	44億円	26億円	66億円	80億円
設備投資額	104億円/3年			150億円/3年
Net有利子負債	▲107億円	▲115億円	+2億円	▲75億円
配当性向	18.6%	13.8%	18.0%	20%以上
ROE	3.6%	2.8%	5.6%	6.0%



## ◇中山製鋼所グループの長期ビジョンと中期経営計画について

### 1. 中山製鋼所グループ2030長期ビジョン

当社は、おかげさまで2019年に創業100周年を迎え、さらに100年先も躍動し続けるグループを目指し、長期ビジョンとして2030年のありたい姿・目指す企業像を策定いたしました。当社グループの経営理念やグループビジョンを踏まえ、電気炉メーカーである強みや優位性を活かした成長戦略を推進するとともに、持続可能な社会の実現に貢献することを目指してまいります。

#### 中山製鋼所グループ2030長期ビジョン～ありたい姿・目指す企業像

ありたい姿・目指す企業像
・カーボンニュートラル実現に向けて尽力する企業
・従業員のモチベーションをアップさせ、家族の幸せを追求する企業
・社会に貢献し地域と協調・共生する企業
・お客様に中山製鋼所グループを選んでいただき、喜んでいただける企業
・ステークホルダーに安心していただき、喜んでいただける企業

- (経営理念) 中山製鋼所グループは、公正な競争を通じて付加価値を創出し経済社会の発展を担うとともに、社会にとって有用な存在であり続けます。
- (グループビジョン) 中山製鋼所グループは、鉄鋼事業を中核に発展してきた企業集団であり、今後ともお客様と将来の夢を共有し、社会にとって有用な付加価値の高い製品を開発、商品化し、お客様に安定的に提供していく努力を継続してまいります。

カーボンニュートラル社会・循環型社会への対応として、2050年のCO2排出量実質ゼロに向け、2030年度のCO2排出量を2013年度対比46%削減するよう取り組んでまいります。CO2排出量が高炉に比べて少なく、鉄スクラップを製品に再生する資源循環プロセスである電気炉鋼のニーズが高まっており、電気炉の生産量拡大やエコでグリーンな購入資源へのシフトを進めてまいります。前中期経営計画期間では、電気炉の生産性向上・省エネ・環境改善を目的とした合理化投資の実施や操業時間の延長を図るとともに、電気炉新設を含めた抜本的な電気炉生産能力の増強策を検討してまいりました。本中期経営計画期間では、長期の成長戦略としてより詳細な検討を重ね具体化してまいります。

## 2. 中期経営計画（2022～2024年度）の概要

中山製鋼所グループ2030長期ビジョンの実現に向けて、そのスタートとなる3年間の中期経営計画を策定いたしました。その概要は以下のとおりでございます。

### (ア) 重点方針

- ① “中山らしさ”の追求、グループ一体での付加価値向上による連結収益最大化  
当社は、2022年4月1日に完全子会社の中山三星建材株式会社を合併いたしました。加工ビジネスへの取り組みを一段と加速させ、当社グループのシナジーを拡大させるとともに、その実現を通じて当社グループの総合力強化を図ってまいります。母材となるホットコイルから加工製品までの一貫メーカーとして強みをさらに発揮し、コスト・品質・デリバリー面での競争優位性をさらに高めてまいります。同日付で製品開発本部を創設し、技術開発・商品開発も推進いたします。  
また、縞鋼板の切断や2次加工能力の増強のため、完全子会社の三泉シャー株式会社の第2工場を当社構内に建設し、2023年度から営業生産を開始する予定としております。グループ全体で加工分野を強化するとともに、サプライチェーンの拡大により高付加価値品の拡販に努めてまいります。
- ②カーボンニュートラル・循環型社会の実現に向けた取り組み強化  
月間5万トンの電気炉生産体制を確立し、上級スクラップ使用比率の低減や原単位の向上に一層取り組み、コスト競争力を高め、電気炉鋼材の普及拡大に注力いたします。長期的な視点に立ち、鉄スクラップの集荷対策も講じてまいります。  
長期成長戦略の検討については、2022年2月1日に設置いたしました「製鋼プロセス改革検討グループ」において、電気炉新設を含めた抜本的な電気炉生産能力増強策の詳細検討を進めてまいります。  
また、気候変動対策をはじめとしたサステナビリティへの取り組みを推進すべく、サステナビリティ委員会を設置し、CO2削減への取り組みを強化するとともに、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言などに沿った情報開示に取り組んでまいります。
- ③中部鋼鉄株式会社との業務提携の推進  
2021年4月に中部鋼鉄株式会社と包括的業務提携契約を締結し、同社からのスラブの供給や同社への厚板生産委託などを推進しております。同社の新電気炉完成後の2023年下期以降では提携内容の拡充を図ってまいります。相互にメリットを享受しながら、カーボンニュートラル・循環型社会の実現に貢献してまいります。

#### ④経営基盤の強化

鉄鋼事業の競争力維持・強化のため、生産設備の新陳代謝を促進いたします。将来を見据えた計画的な更新投資により次期中期経営計画以降での投資負担の軽減も図ってまいります。なお、安全性向上のための投資については別枠を設け、安全・安定操業への取り組みを一層強化いたします。

また、遊休設備の解体撤去も促進いたします。当社船町工場での遊休設備解体後の跡地利用に向けた準備を進めてまいります。

D Xへの取り組みとして、前中期経営計画期間から進めている電子契約、ワークフローシステム導入やR P A活用による業務効率化の対象範囲を拡大いたします。また、グループシステム共通の基盤を構築するとともに、業務のあり方を見直しつつデータ活用の基盤づくりを検討し、2024年度には当社の基幹システムを更新することにより、業務の改善を推進いたします。

#### ⑤ステークホルダーに貢献する取り組み強化

ガバナンス体制の強化として、当社は、2022年2月28日の取締役会において、本総会にて、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認されることを条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。経営の意思決定の迅速化を図り、取締役会における経営の基本方針等の議論をより充実させるとともに、取締役会による業務執行への監督機能を強化してまいります。

また、コンプライアンスの徹底を図り、安全・防災を最優先し無事故・無災害の実現を目指すとともに、健康経営の一層の強化を推進いたします。働き方改革を進めワークライフバランスの充実を図ってまいります。

以上のように経営基盤の強化や収益力向上により企業価値を高め、業績に見合った安定的な株主還元を行うことを目指すと同時に、株主・投資家に向けて非財務情報を含めた情報開示の充実や建設的な対話の促進に努めてまいります。

### (イ) 経営目標

本中期経営計画の最終年度である2024年度の定量目標・KPIは以下のとおりであります。

経常利益	100億円
設備投資額	190億円/3年間
ネットD/Eレシオ	0.1倍程度
ROE	7.0%
配当性向	30%

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は29億52百万円であり、主に耐震補強工事や維持更新投資であります。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社は新たに策定しました2022年度からの3カ年の中期経営計画の遂行に必要な資金を調達するために、長期資金の借り替え35億円に加え、引き続き高水準の運転資金需要に対応するため50億円の長期借入の実施および貸出コミットメントライン契約（総額50億円）を締結いたしました。

なお、貸出コミットメントライン契約（総額50億円）の当連結会計年度末における借入は50億円であります。

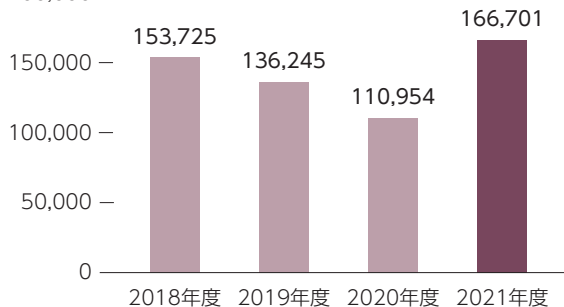
### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第125期 (2018年度)	第126期 (2019年度)	第127期 (2020年度)	第128期 [当連結会計年度] (2021年度)
売 上 高 (百万円)	153,725	136,245	110,954	166,701
経 常 利 益 (百万円)	5,191	4,439	2,661	6,654
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	3,464	2,913	2,355	4,815
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	63.99	53.83	43.52	88.96
総 資 産 (百万円)	124,605	119,445	122,982	143,618
純 資 産 (百万円)	79,863	81,750	84,356	88,931

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第128期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第127期の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
3. 第125期につきましては、売上高は鋼材販売数量が減少しましたが、鋼材販売価格が大幅に上昇したことにより、増収となりました。経常利益は、主原料であるスクラップ・購入鋼片や諸資材の価格高騰、エネルギー、物流コストの上昇のほか、台風による操業等への影響も加わり、減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益の減益につきましては、経常利益の減益要因に加え、台風災害により特別損失に9億66百万円、特別利益に災害による保険収入4億85百万円を計上したことなどによるものです。
4. 第126期につきましては、売上高は鋼材販売数量の大幅な減少に加え、鋼材販売価格の下落も重なり、減収となりました。経常利益は主原料であるスクラップ価格の下落を受けて、鋼材スプレッドの大幅な改善などもみられましたが、売上高の減収要因に加え、資材費や輸送費などの諸コストの増加、在庫評価差などの影響から減益となりました。
5. 第127期につきましては、鋼材販売数量の減少や鋼材販売価格の下落により、売上高は減収となりました。収益面では、操業努力によるコスト削減に努めましたが、特に下期において主原料価格の高騰により鋼材スプレッドが大幅に悪化したため減益となりました。

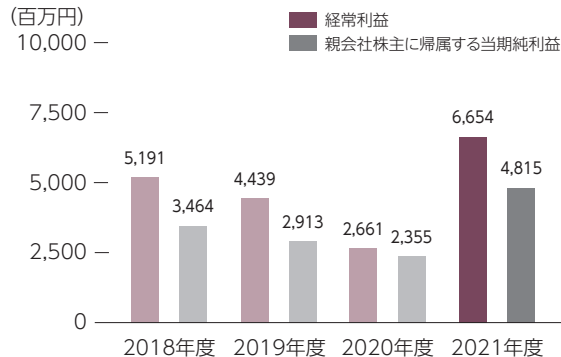
## 売上高

(百万円)  
200,000 -



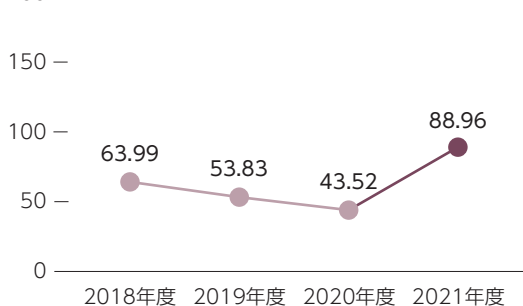
## 経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)  
10,000 -



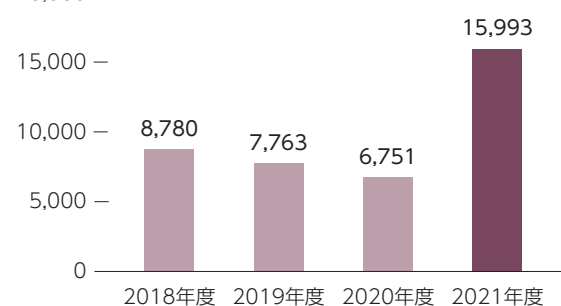
## 1株当たり当期純利益

(円)  
200 -



## 有利子負債

(百万円)  
20,000 -



## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中山三星建材株式会社	300 <sup>百万円</sup>	100.00 <sup>%</sup>	鉄鋼二・三次製品の製造・販売
中山通商株式会社	96	100.00	鉄鋼・非鉄金属・機械・原燃料の売買
三星商事株式会社	46	100.00	鉄鋼製品・建築資材の販売
三星海運株式会社	56	100.00	陸運・海運業、倉庫業
中山興産株式会社	100	100.00	不動産の売買・仲介・管理等
三泉シャー株式会社	60	100.00	鉄鋼製品の販売、鉄鋼二・三次製品の製造・販売

(注) 当社は、2022年4月1日付にて中山三星建材株式会社を吸収合併いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

区分	主要品目		
鉄鋼事業	鋼	鋼板	熱延鋼帯、厚板、中板、縞板、鍍金鋼帯
	材	条鋼	線材、バーインコイル、棒鋼、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品
	鋼片、副産物等		
エンジニアリング事業	海洋（鋼製魚礁・増殖礁・浮魚礁回収）、ロール、バルブ、機械加工等		
不動産事業	不動産の賃貸・売買		

## (8) 主要な営業所および工場

### ① 当社

本 社 ・ 船 町 工 場	大阪市大正区船町一丁目1番66号
東 京 支 店	東京都中央区日本橋二丁目16番11号 日本橋セントラルスクエア5階
名 古 屋 営 業 所	名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 大東海ビル4階

### ② 重要な子会社

会 社 名	本社所在地	主要な営業所および工場
中山三星建材株式会社	堺市堺区	苫小牧工場、清水工場、辰口工場（石川県）、名古屋工場、堺工場、田布施工場（山口県）、丸亀工場、大分工場、都城工場
中山通商株式会社	大阪市西区	本社営業部、東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店
三星商事株式会社	大阪市西区	札幌営業所、千葉営業所、愛知営業所、大阪営業所、兵庫営業所、岡山営業所、広島営業所、北九州営業所
三星海運株式会社	大阪市西区	東京支店、清水営業所、中部営業所、武豊営業所（愛知県）、船町事業所、堺営業所、岡山営業所、福岡営業所、宮崎営業所
中山興産株式会社	大阪市大正区	
三泉シャー株式会社	大阪市浪速区	

## (9) 従業員の状況

事 業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	全社（共通）	合 計	前期末比増減数
従業員数（名）	1,079	32	20	57	1,188	- 8

(注) 1. 従業員数は、就業人員数（当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む）であります。

2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものではありません。

**(10) 主要な借入先の状況**

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,977 <sup>百万円</sup>
株式会社あおぞら銀行	2,025
株式会社りそな銀行	2,021
株式会社福岡銀行	1,732
株式会社日本政策投資銀行	1,265

**(11) その他企業集団に関する重要な事項**

- ① 当社は、2022年2月28日開催の取締役会において、経営の意思決定の迅速化を図り、取締役会における経営の基本方針等の議論をより充実させるとともに、取締役会による業務執行への監督機能を強化すること等を目的として、2022年6月28日開催の第128期定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。
- ② 当社は、2021年12月14日開催の取締役会における決議にもとづき、「グループ一体経営の推進による連結収益最大化」を掲げ、グループの販売品種構成の最適化と高付加価値商品の拡販を目指すとともに、加工ビジネス（C形鋼・パイプ製品、縞板製品）をグループ一体となって推進し、製造設備、人材を集中して効率的運営を図ることを目的として、連結子会社である中山三星建材株式会社を2022年4月1日付で吸収合併いたしました。



## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 63,079,256株 (うち自己株式 275,801株)  
(3) 株 主 数 12,424名  
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
阪 和 興 業 株 式 会 社	8,058 <sup>千株</sup>	12.83 <sup>%</sup>
日 本 製 鉄 株 式 会 社	6,181	9.84
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	4,729	7.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,055	6.45
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	2,519	4.01
中 山 通 商 株 式 会 社	2,266	3.60
三 星 海 運 株 式 会 社	1,947	3.10
三 星 商 事 株 式 会 社	1,933	3.07
大 阪 瓦 斯 株 式 会 社	1,923	3.06
那 須 功	1,448	2.30

(注) 持株比率は自己株式 (275,801株) を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	当社および重要な兼職の状況
代表取締役社長	箱 守 一 昭	取締役会議長、報酬・指名諮問委員会委員長
専務取締役	中 村 佐知大	総務人事部、システム部、経営本部統括
常務取締役	内 藤 伸 彦	営業本部、購買部、東京支店統括
常務取締役	森 川 昌 浩	総合管理、製造、エンジニアリング本部、製鋼プロセス改革検討グループ統括
取 締 役	中 務 正 裕	報酬・指名諮問委員会委員 弁護士（弁護士法人中央総合法律事務所代表社員） 浅香工業株式会社社外取締役監査等委員 荒川化学工業株式会社社外取締役監査等委員 日本電通株式会社社外監査役 株式会社 J S H 社外監査役
取 締 役	喜多澤 昇	報酬・指名諮問委員会委員
監査役（常勤）	岸 田 良 平	
監 査 役	角 田 昌 也	日本リゾート株式会社取締役
監 査 役	津 田 和 義	津田和義公認会計士・税理士事務所代表 株式会社ブレイントラスト代表取締役 ヒロセ通商株式会社社外取締役監査等委員 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外監査役 株式会社 J S H 社外取締役

- (注) 1. 取締役中務正裕、喜多澤 昇の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役角田昌也、津田和義の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。
- (1) 監査役角田昌也氏は、金融機関において培われた財務に関する相当程度の知見および企業経営者として経営全般に関する相当程度の知見を併せて有するものであります。
  - (2) 監査役津田和義氏は、他社において監査役の経験を有しており、税理士・公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- (1) 就任  
2021年6月29日開催の第127回定時株主総会において、新たに角田昌也、津田和義の両氏が監査役に選任され、就任いたしました。
  - (2) 退任  
監査役福西惟次、坂東 稔の両氏は2021年6月29日開催の第127回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		固定報酬	役員評価 連動報酬	グループ業績 連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	108 百万円 (9)	87 百万円 (9)	10 百万円	11 百万円	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28 (9)	28 (9)	—	—	5 (4)
計	136	115	10	11	11

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 支給人員には、当事業年度中に退任した2名が含まれております。  
 3. 取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役は15名です。  
 4. 監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役は3名です。

## (4) 各会社役員報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

	固定報酬	変動報酬		計
		役員評価連動報酬	グループ業績連動報酬	
取締役	70%	15%	15%	30%
監査役および社外役員	100%	—	—	—

当社の役員報酬の決定にあたっては、(i)中長期的な視点でそれぞれの役員が持つ役割と責任を明確化し、その役割と責任に対する行動に相応しい水準とすること、(ii)連結経営における当社グループ全体としての収益の最大化の実現を図ること、(iii)社外取締役が過半数を占める報酬・指名諮問委員会の審議を経ることで、客観性および透明性を確保することを基本方針として、2017年3月31日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

社外取締役を除く取締役の報酬については、固定報酬と業績連動型の変動報酬により構成されています。

変動報酬は、目標管理シートによる個別役員評価に基づく役員評価連動報酬と、連結経営計画の達成度に基づくグループ業績連動報酬で構成しており、配分割合はそれぞれ50%としております。役員評価連動報酬の評価項目は全取締役共通の役員共通項目と、各取締役の職責に応じた個別項目（特命事項＋管掌事項）で構成されています。役員共通項目は連単経常利益額の年度計画に対する達成度、中期経営計画の財務目標（連単経常利益額・連結ROE・自己資本比率・連結ROA）に対する達成度や株価の水準（TOPIX対比）を評価します。特命事項と管掌項目は毎期初に各取締役が社長と協議のうえ決定します。特命事項は中期経営計画や中長期視点からの重要施策を選定します。管掌事項は担当部門のPDCAの重要施策のなかから選定しています。

なお、業績指標の選定は、中期経営計画、短期経営計画の達成度や重要施策に基づいており、いずれの事項も選定理由は業績との連動性を図ることを目的としております。

当事業年度の業績指標に関する実績は下表のとおりとなります。

	経常利益額		ROE	自己資本比率	ROA	株価/ TOPIX
	連結	単体	連結	連結	連結	
2021年度実績	百万円 6,654	百万円 2,646	% 5.6	% 61.9	% 5.0	0.2291

株価/TOPIXのみ2022年3月31日現在

監査役の報酬については、固定報酬のみとしております。

役員報酬にかかる決定機関および手続きは、公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、社外取締役が過半数を占める報酬・指名諮問委員会において審議し、取締役会に答申しております。具体的には、評価者である社長が、社長自身は自己評価のうえ、各取締役とは面談を行い、評価および報酬額の原案を取りまとめて、報酬・指名諮問委員会へ諮問し、同委員会で審議を行い、各取締役の評価が確定後、同委員会からの答申を受け、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて最終決定しております。なお、各取締役の個別報酬額の決定は取締役会から委任を受けた代表取締役社長箱守一昭が、報酬・指名諮問委員会の答申を踏まえて決定しております。委任理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の管掌部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

当事業年度に係る取締役の個別報酬額については、上記の手続きにより決定されており、取締役会は決定方針に沿うものと判断しております。

また、監査役報酬については、監査役の協議により決定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
社外取締役	中 務 正 裕	該当事項なし	該当事項なし
	喜多澤 昇	該当事項なし	該当事項なし
社外監査役	角 田 昌 也	該当事項なし	該当事項なし
	津 田 和 義	該当事項なし	該当事項なし

(注) 当社と社外役員のその他の兼職先との間には、開示すべき特別な関係はございません。

### ② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	中 務 正 裕	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回に出席し、意思決定の妥当性・適法性の確保のため、必要な発言を適宜行っております。 なお、報酬・指名諮問委員会の委員を務めており、当事業年度開催の報酬・指名諮問委員会4回のうち4回に出席し、取締役、監査役候補者の指名、取締役の個人別報酬額の決定に対して、必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役としての立場から社会規範、法令などを遵守した公正な経営、および当社のガバナンスの一層の強化のため尽力いただいております。
	喜多澤 昇	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、豊富な経験と幅広い見識から、必要な発言を適宜行っております。 なお、報酬・指名諮問委員会の委員を務めており、当事業年度開催の報酬・指名諮問委員会4回のうち4回に出席し、取締役、監査役候補者の指名、取締役の個人別報酬額の決定に対して、必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役としての立場から社会規範、法令などを遵守した公正な経営、および当社のガバナンスの一層の強化のため尽力いただいております。
社外監査役	角 田 昌 也	2021年6月就任以来、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、経験豊かな経営者としての見地から、発言を行っており、当社のガバナンスの一層の強化のため尽力いただいております。
	津 田 和 義	2021年6月就任以来、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、国内外の会社経営歴任やコンサルタントの見地から、発言を行っており、当社のガバナンスの一層の強化のため尽力いただいております。

- ③ 当社の不祥事等に関する対応の概要  
該当事項はありません。
- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

#### (6) 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職ならびに役員の相続人を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険期間2022年1月1日から1年間締結しております。その保険料は、全額会社側が負担し、当社および当社の子会社が前年度末の総資産の割合で按分された金額を各社で負担しております。その内容は、被保険者が負担する損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

#### ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 56百万円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 0百万円

合計 57百万円

#### ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は57百万円であります。

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画や監査報酬の見積書、およびその算定根拠などの資料につき説明を受け、前年度の会計監査の職務の遂行状況などを踏まえ、必要な検証を行ったうえで、計画内容、見積額が適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額にはその合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第37条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために、有限責任 あずさ監査法人が再生エネルギー法施行規則第21条第2項第3号に定める公認会計士等の確認を実施しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また上記に準じる場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

### (5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

## 6 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システムに関する基本方針）

- ① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を、グループ各社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づいて作成された各社ごとの役職員行動規範を周知徹底させる。
  - ・倫理ホットライン（内部通報制度）を活用して、コンプライアンスの徹底を図る。
  - ・法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。
  - ・内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
  - ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
  - ・財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生 of 未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループのコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
  - ・危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
  - ・新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。



- ④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、取締役会付議基準に基づいて行う。
  - また、毎年、各取締役等の自己評価なども参考にしつつ、取締役会の実効性を評価し、運営等について適切に見直しを行い、その結果の概要を開示する。
  - ・社外取締役は、その多様性確保に留意し、様々な分野に関する豊富な経験と高い見識や専門知識を有する者から選任するとともに、当社の定める社外役員の「独立性基準」に基づき、実質的な独立性を確保し得ないものは社外取締役として選任しない。また、監査役ならびに社内各部門との連携強化を図る。
  - ・高い経営の透明性と強い経営監視機能を発揮するコーポレート・ガバナンス体制を構築するため、取締役会の下に、報酬・指名諮問委員会を設置する。
  - ・執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の実効性と執行役員による業務執行の効率性を高める。
  - ・当社の組織・業務運営については、本部長制を採用し、担当組織の業務執行に専念できる体制を構築する。
  - ・業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社および子会社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づき、グループ一体となった経営を行う。
  - ・子会社の経営上の重要な情報や判断に関する事項は、当社の社内規程に従い、直ちに当社取締役および担当部門に報告されるものとする。
  - ・グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、定期的で開催しているグループ会社連絡会で情報の共有化を図る。
  - ・内部監査部門は、グループ全体の内部統制を監査し、業務の適正を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命し、監査役の指示による調査の権限を認める。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。

- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について遅滞なく監査役に報告する。
  - ・ 子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、上記の事項等について遅滞なく監査役に報告する。
  - ・ 当社および子会社の取締役および使用人等は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いは受けないものとする。
- ⑨ 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査の職務の執行に必要と認められる費用などについては、当該監査役の求めに応じて、これを処理するものとする。
- ⑩ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて取締役等と面談をする。
  - ・ 取締役および使用人は、監査役が必要と認める会議への出席や取締役等との意見交換、実地調査、子会社の調査、重要書類の閲覧などの便宜を図り、監査役が活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
  - ・ 監査役は、会計監査人および内部監査担当部門との間で、監査結果や、その他随時必要な報告を受けるなど、緊密な連携をとることで、効率的な監査の実施を行う。

## (2) 運用状況の概要

当社は、上記に掲げた体制および方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。その運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① コンプライアンス体制
- 当社は、コンプライアンス推進部署のもとで、主に役職員行動規範、情報管理規程、内部通報規程、倫理ホットライン等のコンプライアンス全般についての教育を行い、法令違反の未然防止に努めております。

## ② リスク管理体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催しています。定例の委員会では、年度ごとの全社的重点課題に対し、グループ全体での取り組み状況を調査・報告し、課題・対応策の協議・承認をしています。

また、グループについては、業務連携規程に基づき、当社グループ担当部署へ随時重要事項の報告、情報共有を行っており、さらに当社取締役とグループ会社との連絡会を四半期に1回以上開催しています。

## ③ 取締役の職務執行

当社取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、当事業年度は、取締役会を19回開催しています。また、当社では執行役員・本部長制度を採用しており、執行役員・本部長が業務執行をすることで、取締役は担当部門全体の把握が容易になり、監督機能が強化されています。また、取締役会の下部組織として、社外取締役を主要メンバーとして構成する任意の報酬・指名諮問委員会を設置し、当事業年度は同委員会を4回開催しており、取締役の評価・報酬や役員指名等を審議・答申しています。その他、業務執行に関する定例報告および重要事項等を審議・報告する経営会議を開催しています。

## ④ 監査役の職務執行

当社監査役会は、常勤監査役1名および社外監査役2名で構成し、当事業年度は、監査役会を20回開催しています。監査役会は、取締役会を含む重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われているかその適法性および妥当性を監査しています。また、内部監査部門と連携し、必要に応じて取締役との面談、社内の各部署・グループ会社への往査を行い、監査の有効性の確保に努めています。

## 7 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされる必要があると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

## (2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、2008年6月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルールの導入を決議し、2011年6月29日開催の第117回定時株主総会、2014年6月26日開催の第120回定時株主総会において、同一内容で継続することについてご承認いただきました。さらに2017年6月27日開催の第123回定時株主総会において、①独立委員会委員に社外監査役および社外有識者に加え社外取締役を追加するとともに、②独立委員会の委員名を開示し、③対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組みを導入するように内容を一部修正し、2020年6月26日開催の第126回定時株主総会において、同一内容で継続することについて株主の皆様にご承認をいただきました。（以下、修正後の適正ルールを「本プラン」といいます。）

### ①本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③対抗措置の発動の可否等を問うための株主の皆様のご意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動等に関する決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

- a. 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出
- b. 必要情報の提供
- c. 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保

60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90営業日：その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### d. 株主意思の確認の手続き

独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆様の意思を確認するための手続きを要請する場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重したうえで、相当と判断される場合には、対抗措置の発動の可否等に対する株主の皆様の意思を確認するために、株主意思確認総会の招集手続きまたは書面投票手続きを実施します。

#### ②大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

#### ③本プランの有効期限

本プランの有効期限は、2023年6月開催予定の定時株主総会終了の時点まで（2年間）とします。また、本プランは、その有効期間中であっても当社取締役会または当社株主総会の決議により廃止されるものとしています。

### (3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものでもありません。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>92,688</b>
現金及び預金	15,765
受取手形及び売掛金	31,538
電子記録債権	7,386
商品及び製品	17,338
仕掛品	3,284
原材料及び貯蔵品	15,815
その他	1,654
貸倒引当金	△94
<b>固定資産</b>	<b>50,929</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>44,097</b>
建物及び構築物	6,823
機械及び装置	12,992
車両及び運搬具	66
工具器具及び備品	491
土地	23,033
リース資産	169
建設仮勘定	520
<b>無形固定資産</b>	<b>273</b>
その他	273
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,559</b>
投資有価証券	2,785
退職給付に係る資産	1,215
繰延税金資産	8
差入保証金	2,352
その他	239
貸倒引当金	△41
<b>資産合計</b>	<b>143,618</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>37,375</b>
支払手形及び買掛金	21,750
電子記録債務	1,356
短期借入金	7,674
1年以内償還社債	42
未払金	2,040
未払費用	1,444
未払法人税等	1,565
賞与引当金	853
環境対策引当金	9
その他	638
<b>固定負債</b>	<b>17,311</b>
社債	27
長期借入金	8,249
繰延税金負債	3,472
再評価に係る繰延税金負債	1,001
環境対策引当金	415
解体撤去引当金	404
関係会社事業損失引当金	42
退職給付に係る負債	2,577
その他	1,121
<b>負債合計</b>	<b>54,686</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>85,459</b>
資本金	20,044
資本剰余金	7,826
利益剰余金	58,364
自己株式	△775
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,471</b>
その他有価証券評価差額金	1,043
繰延ヘッジ損益	△0
土地再評価差額金	2,444
退職給付に係る調整累計額	△16
<b>純資産合計</b>	<b>88,931</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>143,618</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		166,701
売上原価		146,903
<b>売上総利益</b>		<b>19,797</b>
販売費及び一般管理費		12,547
<b>営業利益</b>		<b>7,250</b>
営業外収益		
受取利息	54	
受取配当金	65	
受取保険金	65	
負ののれん償却額	3	
持分法による投資利益	135	
不動産賃貸料	67	
その他	48	439
営業外費用		
支払利息	113	
補修費用	223	
シンジケートローン手数料	276	
債権流動化費用	132	
賃借料	147	
その他	142	1,034
<b>経常利益</b>		<b>6,654</b>
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	220	
関係会社事業損失引当金戻入額	39	
固定資産売却益	29	
環境対策引当金戻入額	27	316
特別損失		
固定資産除却損	181	
減損損失	10	
その他	11	203
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>6,767</b>
法人税、住民税及び事業税	1,776	
法人税等調整額	176	1,952
<b>当期純利益</b>		<b>4,815</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		—
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>4,815</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>68,611</b>
現金及び預金	6,763
受取手形	261
売掛金	30,790
製品	5,432
半製品	5,558
仕掛品	3,284
原材料及び貯蔵品	14,322
その他	2,200
貸倒引当金	△1
<b>固定資産</b>	<b>44,245</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>24,752</b>
建物	3,649
構築物	835
機械及び装置	10,946
車両及び運搬具	2
工具器具及び備品	340
土地	8,563
リース資産	77
建設仮勘定	337
<b>無形固定資産</b>	<b>172</b>
ソフトウェア	111
その他	61
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,319</b>
投資有価証券	1,541
関係会社株式	15,552
前払年金費用	930
差入保証金	1,150
その他	144
貸倒引当金	△0
<b>資産合計</b>	<b>112,857</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>36,713</b>
支払手形	298
買掛金	17,578
短期借入金	5,500
関係会社短期借入金	7,880
未払金	1,188
未払費用	1,262
未払法人税等	1,238
賞与引当金	472
環境対策引当金	8
その他	1,285
<b>固定負債</b>	<b>13,595</b>
長期借入金	8,000
繰延税金負債	1,579
再評価に係る繰延税金負債	1,001
退職給付引当金	1,464
環境対策引当金	377
解体撤去引当金	404
資産除去債務	442
その他	327
<b>負債合計</b>	<b>50,309</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>59,213</b>
資本金	20,044
資本剰余金	16,977
資本準備金	16,977
利益剰余金	22,795
その他利益剰余金	22,795
繰越利益剰余金	22,795
自己株式	△603
評価・換算差額等	3,334
その他有価証券評価差額金	889
土地再評価差額金	2,444
<b>純資産合計</b>	<b>62,548</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>112,857</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		125,098
売上原価		115,405
<b>売上総利益</b>		<b>9,692</b>
販売費及び一般管理費		7,459
<b>営業利益</b>		<b>2,233</b>
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	1,290	
その他	116	1,415
営業外費用		
支払利息	96	
債権流動化費用	132	
シンジケートローン手数料	276	
賃借料	147	
補修費用	223	
その他	125	1,001
<b>経常利益</b>		<b>2,646</b>
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	220	
固定資産売却益	20	241
特別損失		
固定資産除却損	169	
減損損失	3	
固定資産売却損	0	173
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,714</b>
法人税、住民税及び事業税	28	
法人税等調整額	356	385
<b>当期純利益</b>		<b>2,329</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 中山製鋼所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼 治  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 中山製鋼所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小林 礼 治  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年4月1日付で中山三星建材株式会社を消滅会社とする吸収合併を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・船町工場の業務及び財産の状況並びに主要な事業所である東京支店の業務の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社 中山製鋼所 監査役会

常勤監査役 岸 田 良 平 ㊟

社外監査役 角 田 昌 也 ㊟

社外監査役 津 田 和 義 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

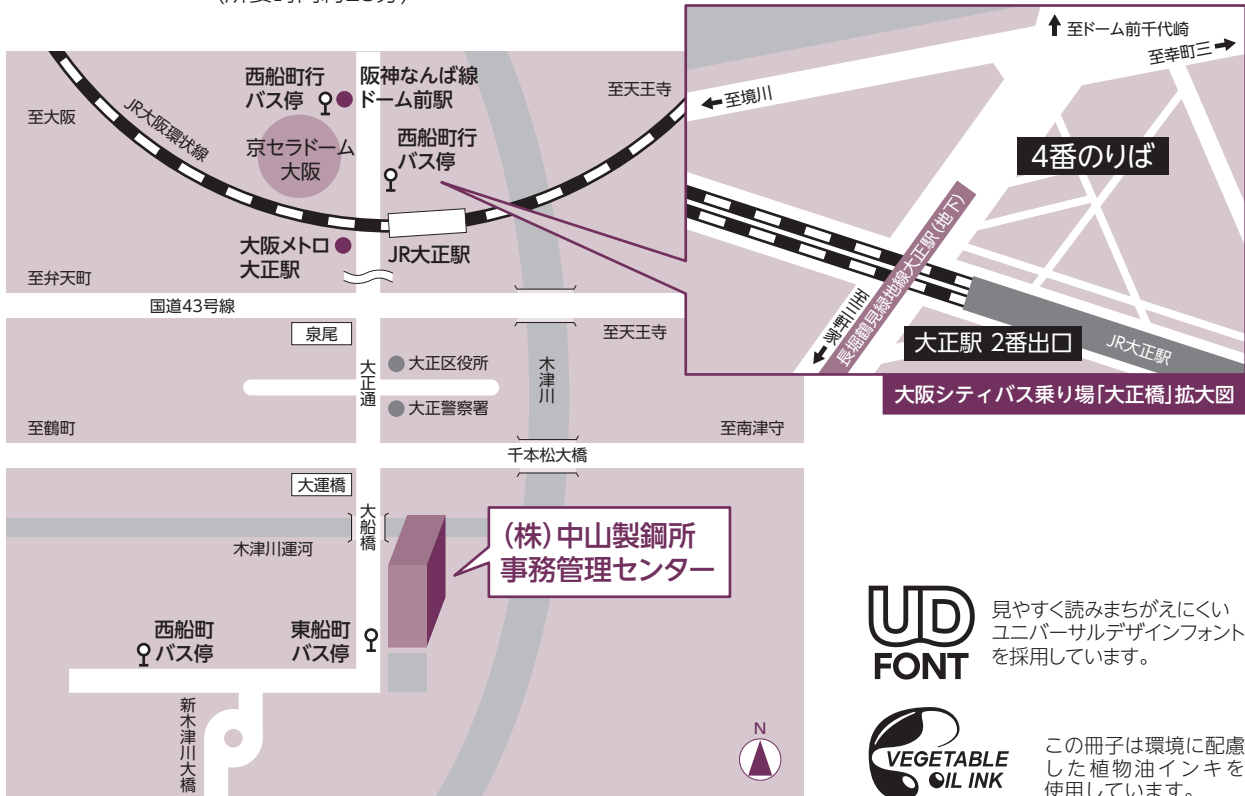
## 会場

### 株式会社 中山製鋼所 事務管理センター7階 大ホール

住所 大阪市大正区船町一丁目1番66号  
電話 (06) 6555-3111 (代表)

## 交通手段

- JR大阪環状線 大正駅  
大阪シティバス乗換「大正橋」バス停 4番のりば「西船町」行乗車、「東船町」下車  
(所要時間約20分)
- 大阪メトロ長堀鶴見緑地線 大正駅 2番出口  
大阪シティバス乗換「大正橋」バス停 4番のりば「西船町」行乗車、「東船町」下車  
(所要時間約20分)
- 阪神なんば線 ドーム前駅 2番出口  
大阪シティバス乗換「ドーム前千代崎」バス停「西船町」行乗車、「東船町」下車  
(所要時間約25分)



UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



この冊子は環境に配慮  
した植物油インキを  
使用しています。